証券コード　3796
平成27年６月５日

株　主　各　位

東京都港区南麻布五丁目２番32号
株式会社いい生活
代表取締役社長 CEO　中村　清高

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成27年６月25日（木曜日）午後６時00分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区赤坂二丁目５番６号
トスラブ山王健保会館　２階　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第16期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

４．議決権の行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時00分までに到着するようご返送ください。
(2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（38頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成27年６月25日（木曜日）午後６時00分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 代理人による議決権行使
当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方（１名）に委任する場合に限られます。なお、同条第２項の定めにより代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。本提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
①事業報告「１．企業集団の現況」における次の事項
(6) 主要な営業所及び工場
(7) 従業員の状況
(8) 主要な借入先の状況
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
②事業報告「２．株式の状況」
③事業報告「３．新株予約権等の状況」
④事業報告「５．会計監査人の状況」
⑤事業報告「６．業務の適正を確保するための体制」
⑥事業報告「７．剰余金の配当等の決定に関する方針」
⑦連結計算書類「連結注記表」
⑧計算書類「個別注記表」

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載させていただきます。

株主総会終了後、同会場にて「経営方針説明会」を開催し、当社の近況並びに今後の経営方針等について直接皆様にご説明、ご報告申しあげ、あわせて皆様からのご質問、ご意見を賜りたく存じます。ご多忙とは存じますが、多数の皆様のご出席をお待ち申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における業績につきましては、売上高は1,851,795千円（前期比1.7％増）、営業利益は119,929千円（前期　営業損失11,138千円）、経常利益は120,332千円（前期　経常損失9,882千円）、当期純利益は66,788千円（前期　当期純損失36,686千円）となりました。

事業別の業績は、以下のとおりであります。なお、各業績数値は、事業間の内部取引消去前の金額で記載しております。

イ．クラウドソリューション事業

当社グループは、不動産業を営む企業を主な顧客として、不動産物件情報管理データベース・システムを中心とする不動産業務支援システムをクラウドサービスとして提供しております。

消費者による不動産物件情報検索ニーズの多様化並びに情報ニーズの高度化という流れはますます強まる傾向にあり、その高度化する消費者ニーズは、不動産業の情報産業化を強く促しております。不動産会社にとって、そのようなニーズに対応し、より良いサービスをエンドユーザーに提供していくためには、不動産物件情報、顧客情報、契約情報等をデータベースで運用・管理することが必須となってきております。

また、不動産物件情報検索における主導権が消費者側に移行していく中で、不動産会社にとって顧客との適切な関係構築、顧客情報の管理、及び情報セキュリティ確保の重要性はますます増しております。更に、不動産業界においても事業継続計画の必要性が叫ばれる中で、その解決策としてのクラウドサービスへの期待はますます高まりを見せております。当社グループは、このようなニーズ及び顧客の情報武装に対応する一連のデータベース・システムを不動産会社にとってコスト効率性の高いクラウドサービスで提供することで、全国の不動産会社の業務を支援する事業を展開しております。

当連結会計年度においては、引き続き当社のコア事業であるクラウドサービス（拡販サービス）の新規顧客の開拓活動及び既存顧客へのフォローアップ営業活動に注力してまいりました。

クラウドサービスの開発につきましては、平成25年９月にリリース開始した「ＥＳいい物件Ｏｎｅ」の「賃貸管理機能」に対する機能拡充を順次リリースいたしました。また、不動産会社の情報活用ニーズに対応するために、より多くの不動産広告媒体への物件情報データ一括入稿を可能にする当社独自の物件情報フォーマット「One Smart Format」によるデータ変換・入稿システム「スマート One コンバート」（平成26年３月リリース開始）に係る入稿先媒体拡充分を順次リリースするなど、継続して機能強化・拡張に向けた追加開発に注力してまいりました。不動産売買業の顧客をターゲットにした「ＥＳいい物件Ｏｎｅ売買」につきましても、大手不動産広告媒体に対するデータ入稿機能や、不動産売却に関する成約事例をデーターベース化し、これを利用・活用することによって顧客による物件の売却価格の算定を支援する機能の開発を進めております。さらに、不動産会社のホームページ構築システムである「ＥＳいい物件Ｏｎｅウェブサイト」におきましては、集客効果及びSEO対策の一層の強化を図るべく、マンション名検索に対応した「静的棟ページ作成機能」を平成26年９月にリリースし、さらに、スマートフォンテンプレートの追加、機能拡充も図っております。

社内業務体制につきましては、業務効率化をさらに推進することで、費用の適切なコントロールを進めるとともに、当社サービスのサービスレベル（サービスの安定提供・品質）向上へ向けた社内体制の強化も図ってまいりました。

また、当社グループは、当社クラウドサービスを多くのお客様に安心してお使いいただくために、外部機関からの評価・認証の取得にも力を入れてまいりました。

当期におきましては、経済産業省の「平成26年度中小企業等省エネルギー型クラウド利用実証支援事業費補助金（データセンターを利用したクラウド化支援事業）」（以下、「クラウド補助金」という。）の交付対象サービスとして、当社サービスが不動産業界に特化したクラウドサービス提供会社の中で唯一登録されました。これにより、新規にご契約いただく不動産会社はクラウド補助金事務局に申請していただくことで、一定の交付基準並びに審査に基づき補助金が交付される対象となりました（平成27年３月末で交付終了）。

さらに、主力サービスである「ＥＳいい物件Ｏｎｅ」が「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」に定める情報開示基準を満たしたサービスとしての認定を平成26年12月に取得いたしました。この「クラウドサービスの安全・信頼性に係る情報開示認定制度」とは、総務省から公表された情報開示指針に基づき、情報が適切に開示されているクラウドサービスである場合にその認定を取得できる制度で、特定非営利活動法人ASP・SaaS・クラウド コンソーシアム(ASPIC)と一般財団法人マルチメディア振興センターが制度化したものであり、クラウドサービスの活用を検討している企業や地方公共団体などが事業者やサービスを比較、評価、選択する際に必要な安全・信頼性に係る情報開示基準であります。

（ｉ）売上高

クラウドサービスにつきましては、主力の不動産物件情報管理データベース・システムである「ＥＳいい物件Ｏｎｅ」（「ＥＳいい物件Ｏｎｅ賃貸」並びに「賃貸管理機能」、「ＥＳいい物件Ｏｎｅ売買」及び「ＥＳいい物件Ｏｎｅウェブサイト」）を始め、不動産広告媒体向けデータ変換・入稿システム等の当社拡販サービスの全国規模での営業及び販促活動に注力してまいりました。また、上記サービス以外の既存サービスを利用されている顧客に対しても「ＥＳいい物件Ｏｎｅ」へのアップグレードを順次勧めており、スムーズな移行を行ってまいりました。その結果、新規顧客の獲得及び既存顧客へのアップセル（追加機能・サービスの導入）が堅調に推移し、複数店舗型顧客が着実に増大してまいりました。

クラウドサービスの顧客数は当連結会計年度末時点で1,245法人(前連結会計年度末時点で1,320法人）となり、売上高は1,717,290千円（前期比1.8％増）となりました。

また、クラウドサービスにおける拡販サービス月次売上高は1,493,859千円（前期比1.0％増）、全売上高に占める割合は80.7％（前期81.3％）となりました。当該拡販サービスが当社の成長の柱であり、一過性の売上に頼らない、安定的な月次料金収入を中心とする売上構造の確立を今後も進めてまいります。

クラウドサービス顧客平均月額単価（※）については、平成27年１月実績約118,600円／法人、平成27年２月実績約118,400円／法人、平成27年３月実績約116,600円／法人となっております。

（※）「当月のクラウドサービス売上高」を「当月のクラウドサービス顧客数」で除した数値で、100円未満を切捨てにしております。

アドヴァンスト・クラウドサービスにおいては、「Yahoo!不動産」賃貸物件情報掲載に関する広告取次業務の手数料収入が減少したものの、システム受託開発については大手既存顧客から追加システム開発案件等の受注・納品があり、受託開発売上は68,138千円（前期比18.2%増）となりました。その結果、アドヴァンスト・クラウドサービス全体の売上高では98,303千円（前期比2.7%増）となりました。

ネットワーク・ソリューションにおいては、既存の受託運用サービスが前年並みに推移し、売上高は35,971千円（前期比0.1%減）となりました。

（ⅱ）売上原価

主に前連結会計年度以前及び当連結会計年度に導入したサーバ設備、システム基盤及び自社開発したクラウドサービス（拡販サービス）に係る減価償却費及びシステム管理に伴う費用、並びに開発に係る人件費（外注含む）等が計上され、売上原価は669,155千円（前期比4.3%増）となりました。

当連結会計年度に自社開発したクラウドサービス（拡販サービス）部分については、製造原価からソフトウェア仮勘定（資産科目）へ振替をしており（完成・リリース時点でソフトウェア勘定に計上）、その振替額は365,133千円（前期比3.5%減）となっております。

（ⅲ）販売費及び一般管理費

主に営業活動の業務効率化を推進したことで、販売促進費等の営業経費が前期に比べて抑制されました。その結果、販売費及び一般管理費は、1,065,717千円（前期比10.7%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるクラウドソリューション事業の売上高は1,851,566千円（前期比1.8%増）、営業利益は116,693千円（前期　営業損失15,602千円）となりました。

クラウドソリューション事業の品目別概況は以下のとおりであります。

品目	第15期 平成26年３月期		第16期 平成27年３月期 当連結会計年度		前期比増減	
	売上高 （千円）	構成割合 （%）	売上高 （千円）	構成割合 （%）	差額 （千円）	増減率 （%）
クラウドサービス	1,687,476	92.7	1,717,290	92.8	29,814	1.8
アドヴァンスト・クラウドサービス	95,699	5.3	98,303	5.3	2,603	2.7
ネットワーク・ソリューション	36,003	2.0	35,971	1.9	△31	△0.1
合計	1,819,179	100.0	1,851,566	100.0	32,386	1.8

クラウドソリューション事業の品目詳細別売上高の概況は以下のとおりであります。

品目詳細			第15期 平成26年３月期		第16期 平成27年３月期 当連結会計年度		前期比増減	
			売上高 （千円）	構成割合 （%）	売上高 （千円）	構成割合 （%）	差額 （千円）	増減率 （%）
クラウドサービス			1,687,476	92.7	1,717,290	92.8	29,814	1.8
	拡販サービス（注）1		1,519,276	83.5	1,551,660	83.8	32,383	2.1
		初期	39,729	2.2	57,801	3.1	18,071	45.5
		月次	1,479,547	81.3	1,493,859	80.7	14,312	1.0
	拡販サービス以外（注）2		168,199	9.2	165,630	9.0	△2,569	△1.5
ネットワーク・ソリューション			36,003	2.0	35,971	1.9	△31	△0.1
アドヴァンスト・クラウドサービス			95,699	5.3	98,303	5.3	2,603	2.7
	広告関連サービス		38,035	2.1	30,165	1.6	△7,870	△20.7
	受託開発		57,664	3.2	68,138	3.7	10,474	18.2
合計			1,819,179	100.0	1,851,566	100.0	32,386	1.8

（注）１．拡販サービス：拡販することを前提とした標準型システム・アプリケーションの月額利用料等。

２．拡販サービス以外：拡販サービスをベースに、個々の顧客仕様に受託開発したシステム・アプリケーションの月額利用料等。

ロ．不動産事業

当社の100％子会社である株式会社いい生活不動産については、主に当社従業員向けの福利厚生サービス（住宅紹介支援サービス等）、不動産の売買仲介及び賃貸仲介を中心とした事業運営をしてまいりました。

当連結会計年度においては、売上高は3,769千円（前期比28.5％減）、営業利益は2,516円（前期比32.8％減）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしましたクラウドソリューション事業における設備投資の総額は408,885千円で、サービス提供用システム（クラウドサービスの拡販サービス）の開発費用が352,422千円（開発中含）、本社及び支店に係る造作・設備工事並びに備品購入等が21,107千円であります。

また、当連結会計年度中に実施いたしました除却の総額は781千円で、主にサービス提供用に使用していたサーバ及び業務で使用していたパソコン等の除却であります。

③ 資金調達の状況

当社は機動的な安定した資金調達の確保を狙いとし、取引銀行１行と総額４億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　　　分	第13期 (平成24年３月期)	第14期 (平成25年３月期)	第15期 (平成26年３月期)	第16期 (当連結会計年度) (平成27年３月期)
売上高（千円）	2,118,797	1,831,816	1,820,069	1,851,795
経常利益又は経常損失（△）（千円）	225,057	△32,838	△9,882	120,332
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	89,151	△58,790	△36,686	66,788
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	1,314円09銭	△852円05銭	△5円32銭	9円68銭
総資産（千円）	2,137,420	2,016,017	1,917,478	1,974,488
純資産（千円）	1,768,716	1,634,028	1,521,518	1,567,602
１株当たり純資産額(円)	25,634円31銭	23,682円26銭	220円46銭	227円14銭

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．平成25年５月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年10月１日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社いい生活不動産	20百万円	100.0%	不動産事業

(4) 対処すべき課題

わが国の経済及び情報サービス業界においては、重要なITインフラであるインターネットの普及やインターネット利用者の増加を背景に、インターネット周辺の様々な分野で新たなビジネスチャンスが創出されつつあります。このような環境のもと、当社グループの課題としては、主に以下の４項目を認識しております。

① 成長の原動力としての人材の確保・育成

当社グループは顧客の問題を解決するITソリューションを提供しており、今後顧客基盤及び事業規模を一層拡大していくためには、優秀な人材こそが最重要経営資源であります。優秀な人材の採用及び教育による早期戦力化は、当社グループのような成長ステージの企業にとって最重要課題であり、継続的な採用活動及び社内教育体制の整備に努め、今後の事業拡大局面において、機動的かつ迅速な事業展開を行い得る組織体制の整備に取り組んでまいります。

② クラウドサービスの拡大に伴う取り組み

当社グループは、受注状況に収益が左右されやすいフローの要素であるアドヴァンスト・クラウドサービスの受託開発部分の売上高に占める割合を高めていくのではなく、当社グループが主力サービスと位置づけるストック要素であるクラウドサービスの売上高に占める割合を、不動産物件情報管理データベース・システムの拡販を通じて、高めていくことで、より安定的な収益構造を築いてまいります。

現在、中期目標であるクラウドサービス顧客数5,000社に対応可能となる設備投資及び社内体制の整備についてはほぼ完了しており、今後は、各拠点（大阪支店、福岡支店及び名古屋支店）をはじめとした全国規模の拡販強化とそれを支えるための営業体制の強化を推進していくことで、クラウドサービスの拡大を実現し、増収増益を目指していく所存であります。

③　新サービス開発への取り組み

当社グループは、不動産業向けシステム・アプリケーションをクラウドサービスとして提供する企業として競争力を維持向上させていくために不動産会社のニーズに対応した新サービスの開発に積極的に取り組んでおります。

これら新サービスを既存顧客への追加サービスとして追加契約を積み増していくこと（顧客単価増進）に加え、新規顧客の積極的な契約獲得をすること（顧客数増進）により、営業活動を推進していく所存であります。今後も不動産業界のシステムニーズをくみ取り、タイムリーにサービス開発に生かしていくことで、付加価値の高いクラウド型システム・アプリケーションを提供していく所存であります。

当社グループでは、「クラウド・コンピューティング」にいち早く取り組んできた企業として、かねてよりクラウドサービスとして自らが提供するITサービスの可用性、継続性（つまり、お客様にとって便利で使いやすい最新のサービスがいつでも利用可能であること）を確保・維持するための対策を講じることは極めて重要な責務であると認識し、ITサービスマネジメントシステム（ITSMS）の構築とその運用に努めてまいりました。当社は「ISO/IEC20000-1」認証を取得したことで、当社のITサービスマネジメントにおいて、適切かつ厳格な管理体制が整っていることが公的に評価されたことになりますが、今後もお客様へサービス提供を行う企業として、サービス内容についてお客様にご満足いただけるよう、当社「ITサービス基本方針」に基づき、ITSMSの改善を続けていくと同時に、第三者視点を取り入れたサービス品質の向上を継続的に実施してまいります。

④　機密情報管理に対する取り組み

顧客へのシステム・アプリケーションの提供にあたり、個人情報及び顧客情報、機密情報の取扱い及びセキュリティ体制の整備を引き続き推進していく所存です。情報の取扱いに関する社内規程の適切な運用、定期的な社内教育の実施、システム・プラットフォームの一層のセキュリティ強化、システム監査の強化、情報取扱いに関する内部監査等を推進するとともに、情報セキュリティマネジメントシステムの標準規格である「ISO/IEC27001」認証の維持・強化を推進してまいります。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（株式会社いい生活）及び子会社（株式会社いい生活不動産）により構成されており、クラウドソリューション事業を主たる業務としております。

① クラウドソリューション事業

当社（株式会社いい生活）は、当社が構築し保有するネットワーク及びシステム基盤上で、主に不動産業を営む企業向けに不動産物件情報管理データベース・システムを中心とする業務支援システムを自社開発し、クラウドサービスとして提供することを主としたクラウドソリューション事業を行っております。主力サービスである不動産物件情報管理データベース・システムのクラウドでの提供を軸に、不動産業界の顧客企業のIT化推進ニーズに応えるシステム・ソリューションを提供しております。

クラウドソリューション事業は３つの品目から成っております。不動産業向けのシステム・アプリケーションをクラウドで提供する「クラウドサービス」が中心となりますが、不動産関連のシステム受託開発を行う「アドヴァンスト・クラウドサービス」、顧客の保有するサーバ資産上で運用を行い、当社が保守サービスを提供する「ネットワーク・ソリューション」も顧客ニーズに合わせて提供しております。

中でも「クラウドサービス」は当社の主力サービスであり、拡販強化によるユーザー数の拡大と付加機能及びサービス追加による顧客毎収入の増加が当社事業の成長の牽引役であります。

イ．クラウドサービス

当社が保有するシステム基盤上で稼動するシステム・アプリケーションをクラウドで提供・運用するサービスであり、当クラウドソリューション事業における主力サービスであります。当該サービスは、ソフトウェアをユーザにパッケージごとに納品するのではなく、インターネットを通じてアプリケーションの利用環境を提供する「クラウド型」サービスであり、顧客にとってはシステムの導入、維持・管理等に係るコスト削減、及び導入時間の短期化、当社にとってはシステム利用料収入として安定的な収益源の確保が可能となります。

クラウドサービスにおいては、拡販することを前提としている標準型システム・アプリケーション（不動産物件情報管理データベース・システム等）の利用料を収受する形態の他、個々の顧客仕様にアドヴァンスト・クラウドサービスにて受託開発されたシステム・アプリケーションを当社システム基盤上で利用環境を提供し利用料を収受する形態があります。

平成24年４月に、当サービスの総合版ともいえる新サービス「ＥＳいい物件Ｏｎｅ」（不動産会社の基本業務全域をカバーし、全てのデータを一元管理可能な業務支援システム）をリリース開始しており、当サービスの拡販に注力しております。

ロ．ネットワーク・ソリューション

当社のデータセンター環境内に顧客が保有するハードウェア（当社が開発したシステムを含む）を設置し、システムの受託運用サービスを提供しております（ハウジング・サービス）。クラウドサービスのようなアプリケーション・ホスティングとは異なり、顧客資産上でシステム・アプリケーションの運用を希望する顧客向けのサービスであります。また、セキュリティ対策コンサルティング・サービス等のクラウドサービス提供に伴う付随業務等が含まれております。

当社としては、クラウドサービスにおける成長を重視しているため、顧客資産の受託運用をさらに伸ばしていく戦略は採用しておりませんが、受託運用契約に基づく安定的なストック要素としての収入をあげることが可能な事業であると捉えております。

ハ．アドヴァンスト・クラウドサービス

当社の標準型システム・アプリケーションをベースに、より高度な機能を希望される顧客向けに、新規あるいは追加機能を開発・提供するサービスであります。

アドヴァンスト・クラウドサービスは、単なる受託開発ではなく、当社のクラウドサービスでの提供を前提としたものであります。不動産関連システムの開発過程で再利用性が高いと判断したプログラムを機能単位で分離し、システムの保守性を高め、開発生産性を向上させるためにプログラムの部品化（コンポーネント化）を推進しております。また、その部品化されたコンポーネントをライブラリとして蓄積し、開発効率の向上及びクラウドサービスにおいて提供するサービスのラインアップの拡充を図っております。

アドヴァンスト・クラウドサービスにおいて受託開発したシステムの大部分は、システム開発後、クラウドサービスにおける運用サービス又はネットワーク・ソリューションにおける受託運用サービスに移行されます。

また、アドヴァンスト・クラウドサービスには、「Yahoo!不動産」賃貸物件情報掲載に関する広告取次業務の手数料収入（取扱高総額ではなく、当社の手数料収入部分のみを売上計上）及びシステム受託開発に関連したハードウェア及びソフトウェアの仕入及び販売等を行うプロキュアメント・サービスが含まれております。このうち、「Yahoo!不動産」賃貸物件情報掲載に関する広告取次業務による収入は、受託開発と比べて安定的であり、当社のストック要素売上を構成する売上であります。

現時点においては、新規顧客向けに受託開発の新規受注を増やすのではなく、自社の新サービスの開発にフォーカスする戦略をとっており、アドヴァンスト・クラウドサービスはクラウドサービスの成長をサポートする事業であると捉えております。

②　不動産事業

不動産の売買仲介・賃貸仲介及び当社従業員向け住宅紹介支援サービス等を子会社である株式会社いい生活不動産が行っております。

⑹ 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

⑺ 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

３．新株予約権等の状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

４．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中　村　清　高	代表取締役社長CEO	
前　野　善　一	代表取締役副社長Co－CEO	
塩　川　拓　行	代表取締役副社長CFO 兼　管理グループリーダー	
北　澤　弘　貴	代表取締役副社長COO 兼　企画営業グループリーダー	
松　崎　　　明	取締役CTO 兼　ウェブ･ソリューション開発グループリーダー	株式会社いい生活不動産 取締役
平　野　　　晃	常勤監査役	
大　町　正　人	監査役	
社　本　眞　一	監査役	
髙　原　正　靖	監査役	

（注）１．監査役４名全員は、社外監査役であります。

２．当社は、監査役４名全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に独立役員届出書を提出しております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役	5名	144,290千円
監査役	4名	13,800千円
合　計	9名	158,090千円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成16年６月28日開催の第６回定時株主総会において年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。

３．監査役の報酬限度額は、平成16年６月28日開催の第６回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
平　野　　晃	常勤監査役	当期開催の取締役会17回全てに出席し、経営会議50回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等行っております。
大　町　正　人	監　査　役	当期開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等行っております。
社　本　眞　一	監　査　役	当期開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等行っております。
髙　原　正　靖	監　査　役	当期開催の取締役会17回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当期開催の監査役会15回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 社外役員の報酬等の総額

社外役員４名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、13,800千円であります。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は当事業年度末時点において社外取締役を選任しておらず、社外監査役４名の選任のみとしておりました。これは、社外取締役を選任することによって、意思決定の迅速性および機動性が阻害されることを懸念したためであります。また、当社の子会社は１社のみでかつ、当社は単一の事業のみを営んでいる簡潔な組織構造であることから、社外監査役による企業統治が有効に機能し易い環境にあったためです。

さらに、社外監査役は当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として選任されており、かつ高い見識と豊富な経験を有しております。そのため、社外監査役は取締役会への出席をはじめ、独立した部門である内部監査室や会計監査人との連携を通じて専門的な見地に基づき経営監視を行っており、十分に企業統治が機能する体制が整っておりました。以上の理由から、当社ではあえて社外取締役を選任しておりませんでした。

しかしながら、昨今の企業統治に関する制度の変更に鑑み、より良い制度設計を追求すべく、本株主総会における承認を条件として監査等委員会設置会社への移行を予定していることから、当社はこのたび、社外取締役（監査等委員である取締役）４名の選任議案を本株主総会に提出しております。

５．会計監査人の状況

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

６．業務の適正を確保するための体制

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.e-seikatsu.info/)に掲載しております。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**660,590**	**流動負債**	**343,096**
現金及び預金	564,942	未払金	85,682
受取手形及び売掛金	44,616	リース債務	41,359
商品	1,238	未払法人税等	40,153
仕掛品	981	前受金	65,438
前払費用	22,877	預り金	8,953
繰延税金資産	16,846	賞与引当金	30,562
その他	11,101	その他	70,946
貸倒引当金	△2,015	**固定負債**	**63,789**
固定資産	**1,313,897**	リース債務	45,020
有形固定資産	**129,382**	預り保証金	18,768
建物附属設備	18,862	**負債合計**	**406,885**
工具器具備品	24,533	**純資産の部**	
リース資産	85,987	**株主資本**	**1,567,602**
無形固定資産	**1,087,531**	資本金	628,411
商標権	755	資本剰余金	718,179
ソフトウェア	985,464	利益剰余金	359,555
ソフトウェア仮勘定	101,311	自己株式	△138,544
投資その他の資産	**96,983**	**純資産合計**	**1,567,602**
出資金	30		
ゴルフ会員権	22,300		
敷金及び保証金	74,020		
長期前払費用	566		
繰延税金資産	66		
資産合計	**1,974,488**	**負債・純資産合計**	**1,974,488**

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,851,795
売上原価		669,155
売上総利益		1,182,640
販売費及び一般管理費		1,062,710
営業利益		119,929
営業外収益		
受取利息	119	
未払配当金除斥益	533	
貸倒引当金戻入額	440	
雑収入	323	1,417
営業外費用		
支払利息	414	
支払手数料	599	1,014
経常利益		120,332
特別損失		
固定資産除却損	781	781
税金等調整前当期純利益		119,551
法人税、住民税及び事業税	48,681	
法人税等調整額	4,081	52,763
少数株主損益調整前当期純利益		66,788
当期純利益		66,788

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
平成26年４月１日　残高	628,411	718,179	313,472	△138,544	1,521,518	1,521,518
連結会計年度中の変動額						
新株の発行					—	—
剰余金の配当			△20,704		△20,704	△20,704
当期純利益			66,788		66,788	66,788
自己株式の取得					—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	46,083	—	46,083	46,083
平成27年３月31日　残高	628,411	718,179	359,555	△138,544	1,567,602	1,567,602

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**650,094**
現金及び預金	554,828
売掛金	44,638
商品	1,238
仕掛品	981
貯蔵品	231
前払費用	22,875
繰延税金資産	16,438
その他	10,876
貸倒引当金	△2,015
固定資産	**1,314,952**
有形固定資産	**129,382**
建物附属設備	18,862
工具器具備品	24,533
リース資産	85,987
無形固定資産	**1,087,531**
商標権	755
ソフトウェア	985,464
ソフトウェア仮勘定	101,311
投資その他の資産	**98,038**
関係会社株式	1,684
ゴルフ会員権	22,300
敷金及び保証金	73,420
長期前払費用	566
繰延税金資産	66
資産合計	**1,965,047**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**343,319**
未払金	85,979
未払費用	13,445
リース債務	41,359
未払法人税等	40,014
未払消費税等	57,061
前受金	65,503
預り金	8,953
賞与引当金	30,562
その他	439
固定負債	**63,789**
リース債務	45,020
預り保証金	18,768
負債合計	**407,108**
純資産の部	
株主資本	**1,557,938**
資本金	**628,411**
資本剰余金	**718,179**
資本準備金	718,179
利益剰余金	**349,892**
その他利益剰余金	349,892
繰越利益剰余金	349,892
自己株式	**△138,544**
純資産合計	**1,557,938**
負債・純資産合計	**1,965,047**

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,851,566
売上原価		669,155
売上総利益		1,182,410
販売費及び一般管理費		1,065,717
営業利益		116,693
営業外収益		
受取利息	117	
受取賃貸料	720	
未払配当金除斥益	533	
貸倒引当金戻入額	440	
雑収入	92	1,904
営業外費用		
支払利息	414	
支払手数料	599	1,014
経常利益		117,584
特別損失		
固定資産除却損	781	781
税引前当期純利益		116,802
法人税、住民税及び事業税	48,314	
法人税等調整額	4,489	52,804
当期純利益		63,998

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日　残高	628,411	718,179	718,179	306,598	306,598	△138,544	1,514,644
事業年度中の変動額							
新株の発行							―
剰余金の配当				△20,704	△20,704		△20,704
当期純利益				63,998	63,998		63,998
自己株式の取得							―
事業年度中の変動額合計	―	―	―	43,293	43,293	―	43,293
平成27年３月31日　残高	628,411	718,179	718,179	349,892	349,892	△138,544	1,557,938

	純資産合計
平成26年４月１日　残高	1,514,644
事業年度中の変動額	
新株の発行	―
剰余金の配当	△20,704
当期純利益	63,998
自己株式の取得	―
事業年度中の変動額合計	43,293
平成27年３月31日　残高	1,557,938

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示してあります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社いい生活

取締役会　御中

きさらぎ監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　後　　宏　治　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　安　田　雄　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社いい生活の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いい生活及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

株式会社いい生活
　取締役会　御中

きさらぎ監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　後　宏治　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　安田雄一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社いい生活の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月21日

株式会社いい生活　監査役会

常勤監査役　平野　晃　㊞

監査役　大町　正人　㊞

監査役　社本　眞一　㊞

監査役　髙原　正靖　㊞

（注）監査役平野晃、大町正人、社本眞一及び髙原正靖は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期（平成27年３月期）の期末配当につきましては、当期の業績、中長期的な業績見通し、投資計画及び資金状況並びに株主の皆様への利益還元強化等を総合的に考慮した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき金３円50銭

配当総額　　　24,155,337円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 平成26年６月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、改正後の会社法（以下「改正会社法」）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図る観点から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 改正会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除きます。）の決定の全部または一部を取締役に委任することが定款の定めにより可能となりますので、より機動的な経営を目指すべく、定款第29条（重要な業務執行の委任）を新設するものであります。

(3) 改正会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定、および同法第427条第１項の規定により、業務執行取締役等でない取締役の責任を法令の定める額に限定する契約を締結できる旨の規定として、定款第30条（取締役の責任免除）を新設するものであります。
なお、定款第30条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条（省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．　取締役会 （新　設） ２．　監査役 ３．　監査役会 ４．　会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．　取締役会 ２．　監査等委員会 （削　除） （削　除） ３．　会計監査人
第５条（省略）	第５条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役、代表取締役および取締役会	第４章　取締役、代表取締役および取締役会
（員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。 （新　設）	（員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 ２　（省略） ３　（省略）	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新　設） ２　補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ２　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。 ２　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を取締役の中から選定することができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第23条　（省略）	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　（現行どおり）
（取締役会の招集手続） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集手続） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第25条　（省略） ２　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議方法） 第25条　（現行どおり） ２　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名または記名押印する。 ２　（省略）	（取締役会の議事録） 第26条　取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名または記名押印する。 ２　（現行どおり）
（取締役会規程） 第27条　（省略）	（取締役会規程） 第27条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新　設）	（重要な業務執行の委任） 第29条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（新　設）	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（新　設）	（監査等委員会の招集手続） 第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（員数） 第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤の監査役） 第32条　常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。	（削　除）
（監査役会の招集手続） 第33条　監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から３日前に、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　除）
（監査役会の決議） 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名または記名押印する。 ２　監査役会の議事録は、１０年間本店に備え置く。	（削　除）
（監査役会規程） 第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
第６章　計　算	第６章　計　算
第38条～第41条（省略）	第33条～第36条（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員（５名）が任期満了となります。つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じとします。）５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	なか　むら　きよ　たか 中　村　清　高 （昭和34年１月11日）	昭和56年４月　日興證券株式会社入社 平成２年３月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成10年10月　同社マネージングディレクター就任 平成12年３月　当社代表取締役社長就任 平成18年４月　当社代表取締役社長CEO就任（現任）	875,600株
2	まえ　の　ぜん　いち 前　野　善　一 （昭和42年６月25日）	平成３年４月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成12年１月　当社設立 当社代表取締役社長就任 平成12年３月　当社代表取締役副社長就任 平成18年４月　当社代表取締役副社長Co-CEO就任（現任）	875,600株
3	しお　かわ　ひろ　ゆき 塩　川　拓　行 （昭和43年６月19日）	平成３年４月　株式会社住友銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 平成３年12月　リーマン・ブラザーズ証券会社入社 平成６年７月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成12年１月　当社設立 当社代表取締役副社長就任 平成18年４月　当社代表取締役副社長CFO就任（現任） 当社における担当　管理グループリーダー	875,600株
4	きた　ざわ　ひろ　よし 北　澤　弘　貴 （昭和43年４月５日）	平成３年４月　ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成12年１月　当社設立 当社代表取締役副社長就任 平成18年４月　当社代表取締役副社長COO就任（現任） 当社における担当　企画営業グループリーダー	875,600株
5	まつ　ざき　あきら 松　崎　明 （昭和52年９月５日）	平成12年４月　当社入社 平成17年６月　当社執行役員CTO就任 平成24年６月　当社取締役CTO就任 平成27年５月　当社常務取締役CTO就任（現任） 当社における担当　ウェブ・ソリューション開発グループリーダー 重要な兼職の状況　株式会社いい生活不動産　取締役	54,300株

（注）　各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、監査役全員（４名）が任期満了となります。つきましては、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ ひら　の　　あきら 平　野　　晃 （昭和19年３月13日）	昭和43年４月　日興證券株式会社入社 平成９年２月　英国日興銀行頭取就任 平成12年７月　ルクセンブルグ日興銀行社長就任 平成13年７月　日興信託銀行取締役社長就任 平成13年12月　日興シティ信託銀行取締役共同社長就任 平成16年６月　当社常勤監査役就任 （現任）	1,100株
2	※ おお　まち　まさ　ひと 大　町　正　人 （昭和19年12月８日）	昭和43年４月　日興證券株式会社入社 平成４年２月　日興ヨーロッパ株式会社社長就任 平成６年６月　日興證券株式会社取締役引受公開本部副本部長就任 平成11年４月　日興アセットマネジメント株式会社専務取締役就任 平成14年11月　福岡県海外企業誘致センターセンター長就任 平成17年４月　福岡県海外企業誘致センターアドバイザー（非常勤）就任 平成17年６月　当社監査役就任 （現任）	5,000株
3	※ しゃ　もと　しん　いち 社　本　眞　一 （昭和23年３月24日）	昭和45年４月　日興證券株式会社入社 平成６年２月　日興信託銀行株式会社総合企画部長就任（出向） 平成９年６月　同社取締役就任 平成11年９月　同社常務取締役就任 平成13年８月　日興企業株式会社　常務取締役就任 平成18年６月　同社常勤監査役就任 平成19年６月　当社監査役就任 （現任）	10,500株
4	※ たか　はら　まさ　やす 髙　原　正　靖 （昭和19年３月29日）	昭和42年４月　住友商事株式会社入社 昭和47年１月　テル・アヴィエーション株式会社入社 昭和52年８月　東京エレクトロン株式会社入社 平成８年６月　東京エレクトロンリース株式会社取締役就任 平成10年７月　同社代表取締役社長就任 平成15年10月　東京エレクトロンエージェンシー株式会社　取締役会長就任 平成16年10月　東京エレクトロンBP株式会社常勤監査役就任 平成18年６月　同社常勤監査役退任 平成18年７月　同社顧問就任 平成18年12月　同社顧問退任 平成19年６月　当社監査役就任 （現任）	1,000株

（注）　１．※印は、新任の取締役候補者です。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．平野晃、大町正人、社本眞一及び髙原正靖の各氏は、社外取締役候補者であります。
各氏は、当社の社外監査役在任期間におきまして、これまで培ってきたビジネス経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、各氏とも監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後はその豊富な知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
４．当社は、平野晃、大町正人、社本眞一及び髙原正靖の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
なお、本議案が原案どおり承認可決され、各氏が監査等委員である取締役として選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
５．各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去５年間にこれらに該当していたこともありません。
６．各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
７．各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。
８．第２号議案「定款一部変更の件」及び本議案が各々原案どおり承認可決され、平野晃、大町正人、社本眞一及び髙原正靖の各氏が監査等委員である取締役として選任された場合、当社は各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額といたします。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生ずるものとします。

１．取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額

年額５億円以内

(1) 改正会社法第361条第１項及び第２項の定めに基づき、また経済情勢等諸般の事情も勘案して、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、以上のとおりといたします。

(2) 各取締役に対する具体的金額及び支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

(3) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

２．取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は引き続き５名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役の報酬等の額を、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生ずるものとします。

１．監査等委員である取締役の報酬等の額

年額２億円以内

(1) 改正会社法第361条第１項及び第２項の定めに基づき、また経済情勢等諸般の事情も勘案して、以上のとおりといたします。

(2) 監査等委員である各取締役に対する具体的金額及び支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

２．監査等委員である取締役の員数

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は４名（うち社外取締役４名）となります。

以　上

メ　　モ

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

２．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(2) 議決権の行使期限は、平成27年６月25日（木曜日）午後６時00分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

３．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

４．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorer は米国 Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国 Adobe Systems Incorporated の、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2)携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区赤坂二丁目５番６号
トスラブ山王健保会館　２階　会議室

交通　東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王」駅
５・７番出口より徒歩５分　10番出口より徒歩３分
東京メトロ千代田線「赤坂」駅　２番出口より徒歩５分
東京メトロ銀座線・丸ノ内線「赤坂見附」駅　10番出口より徒歩７分

- 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。
- 会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申しあげます。
- 公共交通機関等をご利用いただき、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。